



## 中央会の主な事業等活動予定 (7月)

令和3年6月14日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
<b>■ 中小企業連携組織対策事業</b>			
7/1	木	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉民医連事業協同組合	商業連携支援部
7/2	金	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：君津市測量設計業協同組合	経営支援部
		<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉県学校給食パン・米飯協同組合	
7/7	水	<b>組合等新分野開拓支援事業</b> 対象：千葉県コンクリート製品協同組合	工業連携支援部
		<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉県木材市場協同組合	
7/9	金	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：若杉会	
7/11	日	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉学習塾協同組合	商業連携支援部
7/15	木	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：千葉県紙器段ボール工業組合	工業連携支援部
7/21	水	<b>連携組織活性化研究会</b> 対象：野田工業団地協同組合	
<b>■ 組合等基盤強化事業</b>			
7/20	火	<b>組合事務局強化事業 (組合運営・企業経営研究会)</b>	経営支援部
7/29	木	<b>創業・連携推進懇談会 (千葉・葛南地区)</b>	設立支援部

### 新着情報

## 千葉県中小企業等事業継続支援金について

(千葉県商工労働部産業振興課からのお知らせ)

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等に対して、幅広く支援金を支給することにより、事業の継続・立て直しのための取組を支援するため、最大20万円を支給します。

※支援金の詳細、申請方法、申請受付期間、申請書類等については、7月中下旬に千葉県ホームページにおいて公表予定です。

**【支給対象】** 千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～7月までのいずれかひと月の売上が、前年又は前々年の同月と比較して30%以上減少した中小企業者等、個人事業者等

**【支給金額及び支給要件】** 中小企業等 20万円 個人事業者等 10万円

※支給要件を満たす場合に、一律定額で支給します。

**【支給要件】** 千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店、大規模施設・テナント等)の支給対象となっていないこと

**【今後のスケジュール予定】**

- ・7月中下旬 申請要領等の県ホームページ等での公表(支援金の詳細、申請方法、申請受付期間、申請書類等を明記)
- ・8月上旬 申請受付開始、専用ホームページの開設、相談対応コールセンターの開設

経営のヒント

社会保険労務士の効果的な利用法

社会保険労務士の業務

社会保険労務士の業務としてよく知られている部分は、労働・社会保険の書類作成と届出、給与計算、就業規則・雇用契約書の作成や見直し、従業員の労務管理等です。その他、採用や入社・退社、産前産後休暇や育児休業、介護休業等で必要な手続、メンタルヘルスケアやセクシャルハラスメント・パワーハラスメントに対する措置、テレワークの導入、副業・兼業等、人事に関することは何でも相談が可能です。

また法改正事項のタイムリーな情報提供も重要な業務の一つです。2021年4月の改正事項として、中小企業における正社員と非正規社員の間不合理な待遇差の禁止（大企業は2020年4月から）が挙げられます。最近の裁判例等の情報や企業ごとの具体的な課題と改善案等について、専門家の意見は必ず聞いておいた方が良いでしょう。

その他、この春からの36協定のフォーマットの変更、年金の脱退

一時金制度の改正（対象期間3年→5年）等の細かい改正情報も確実にキャッチしておく必要があります。社会保険労務士と月次で顧問契約しているとタイムリーな情報提供が可能になります。

社会保険労務士の効果的な利用法

●給与計算のトータルアドバイス

給与計算業務を顧問税理士に依頼している企業も思いいます。社会保険労務士は社会保険と労働保険の料率変更等のタイムリーな把握、時間外手当の正確な計算等が得意ですから、給与計算には適任かと思えます。また、労働保険料の年度更新の届や社会保険の算定基礎届は給与計算結果から集計して書類を作成するため、社会保険労務士に一括して依頼できるところも便利です。

その他、勤怠のデータから時間外労働の実態、有給休暇の取得状況も把握できるため、労務管理上の改善案のアドバイスが日常的に受けられることも社会保険労務士に依頼するメリットとなります。給与計算処理以外に、給与計算結果のチェックや業務フローの見直し等を依頼することもできます。

企業内の給与計算担当者が交代

する場合等に、必要な法令や効率的な作業の仕方等についての教育研修を依頼するのも効果的な利用法といえるでしょう。また、給与計算ソフトや勤怠管理システムの導入や入れ替えを検討している際にお勧めのシステムの情報提供を受けることも可能です。WEB明細やクラウド利用等も想定した観点での各システムのメリット・デメリット、使い勝手の良い点・悪い点等の情報、運用上の留意点等の情報をキャッチしておくことは大切です。（社会保険労務士からの紹介により、勤怠システムの利用料が割引になることもあります。）

●技能実習の監理団体の職員・外部監査人

外国人技能実習事業で必要な法令の知識は、労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法・働き方改革関連法、男女雇用機会均等法：等、多岐にわたるため全部を正確に把握するのは至難の業です。この点、監理団体の職員に社会保険労務士がいると、監理団体内部の労務管理だけでなく、実習実施者（監理団体の傘下の企業）に対する指導・相談対応や監査業務の精度も上がります。技能実習生から有給休暇の買取りの要求があった、

技能実習生の解雇に関する等の問題等では法令も踏まえた正確な判断が求められますから、専門家の意見を聞くことは重要です。

監理団体の職員として社会保険労務士を雇う方法もありますが、外部監査人の仕事を依頼する方法もあります。外部監査人は監理団体の外部監査以外にも、実習実施者への監査に年に1回は同行します（同行監査）。同行監査では、労働基準法や労働安全衛生法の観点での必要なチェック事項、特に賃金台帳やタイムシートの具体的な確認ポイントや見落としがちな注視点について出来るだけ細かく聞いておくとういでしょう。

●個別労働紛争解決

解雇・雇止め等の労働契約、いじめ・嫌がらせ等の労働環境等の労働にかかわるトラブルは、ADR（裁判外紛争解決手続）という裁判によらないで当事者双方の話し合いに基づき、あっせんや調停、あるいは仲裁等の手続きによって、紛争の解決を図ることが出来ます。このADR代理業務は、特定社会保険労務士が対応できますので、必要に応じて相談してみると良いでしょう。

※ **特定社会保険労務士**：社会保険労務士の有資格者が厚生労働大臣が定める司法研修（特別研修）を修了し、紛争解決手続代理業務試験に合格すると特定社会保険労務士になります。特定社会保険労務士の登録者数は令和2年末時点で13,447人なので、社会保険労務士の3人に1人は特定社会保険労務士ということになります。個別労働紛争を専門として活動している特定社会保険労務士もいます。

### ● 他の士業の紹介

士業同士の交流も多いため、社会保険労務士から優秀な税理士・行政書士を紹介してもらうことも可能です。例えば、外国人雇用に強い社会保険労務士であれば、在留資格手続に強い行政書士、国際税務に強い税理士等のネットワークを持っていることが多いため、希望に沿った人を紹介してもらえ、可能性も高くなります。

### 社会保険労務士に質問・相談するときの留意点

顧問契約をしている社会保険労務士であれば、その会社の就業規則や給与計算のルール等の会社の状況を把握していますが、無料相談窓口等のスポット利用の場合、

その会社のバックグラウンドが把握できないと適切な判断やアドバイスが難しい場合も多いです。よってスポットで相談する際には就業規則や賃金台帳等の具体的な資料を出来る限り持参することをお勧めします。

なお「新入社員や事務アシスタントも含めた全員を裁量労働制にしたい」「二切追加の支払いが発生しない固定残業手当にしたい」という要望を頂くことがあります。裁量労働制は対象業務が専門的・高度なものに限定されますし、時間外労働については実際の労働時間が想定量を超えたら必ず追加の手当の支払いが必要になります。よって必ずしも要望通りの結果にならないこともあります。ただし良い社会保険労務士であれば、法令的に無理な場合はその理由と代替案の提案等を行いますので、アドバイスは柔軟に受け止めて、合法

のかつ運用しやすい方法を社会保険労務士と一緒に考えていくことが大切です。

### 社会保険労務士が受けられない相談

#### ● 税務相談

税金の試算等は税理士法により税理士の分野になります。よって、

給与計算関係を社会保険労務士に委託している場合であっても税試算については税理士に問い合わせが必要です。

### ● 在留資格の手続・相談

外国人労働者の在留資格の相談や手続については行政書士の分野になります。ダブルライセンスを取得している社会保険労務士も多いため、外国人が多い企業であれば、行政書士資格を持っている社会保険労務士を探すのも良い方法です。

### 社会保険労務士の探し方

社会保険労務士を探したい場合は、社会保険労務士会のホームページ等で情報検索が可能です。

東京都社会保険労務士会のHPでは、「外国人技能実習」「労働者派遣」等のキーワードを入れることで特定分野に強い社会保険労務士を探ることができます。建設業、医療業、運輸業等は業種独特のルールもありますので、その分野に強い社会保険労務士を探すと良いでしょう。また給与計算や助成金等については、社会保険労務士により得意・不得意が分かれる部分ですので、複数の社会保険労務士に問い合わせしてみると良いで

しょう。

### ● 無料相談の利用

スポット的な相談であれば、市区町村の役所や街角で開催している無料相談会等の利用も可能です。その他、各都道府県よろず支援拠点や中小企業支援センター等の無料相談窓口の相談員として社会保険労務士が担当することもあります。中小企業団体中央会も会員企業様向けに士業等の専門家による相談対応が可能ですので、ご興味があれば中央会にお問い合わせいただければと思います（ただし、就業規則の全体的な見直し、雇用調整助成金の申請書類の作成等作業工数が多いものに関しては、別途チャージが必要なものもあります）。かつては事務代行のイメージが強かった社会保険労務士ですが、近年は労務コンサルタントとしてのニーズも高まっています。労務関連の整備をすることで、働きやすい職場環境と人材の定着が実現でき、その結果として企業の業績アップに繋がることが可能になります。そのための一歩として、社会保険労務士を日常的かつ積極的にご利用頂きますと幸いです。（特定社会保険労務士 永井知子）

テーマ 事業継続力

## 企業主導型保育所開設による人手不足解消への取り組み

### 協同組合福井ショッピングモール

ショッピングセンターの営業時間に対応した保育園を設置することで、組合員店舗従業員の多様な働き方に対応でき、安定した雇用や求職者への魅力につながっている。

#### 取組みの手法と内容

**背景・目的**  
近年、小売業界においては人手不足による労働力不足は顕著で、本組合においても組合員店舗が従業員の確保に苦慮しており、店舗の維持・運営の面からも早急に課題を解決する必要があった。本事業では、「企業主導型保育事業（内閣府助成制度）」を活用し、ショッピングセンターの営業時間に対応した保育園を組合内に設置することで、就業意欲を持ちながらも環境面から働くことができない子育て世代の労働力の確保、組合員店舗における労働環境の整備に取り組んだ。

企業が従業員のために設置・運営する認可外保育施設の費用を国が助成する制度である企業主導型保育事業の申請に取り組んだ。本事業採択実績を持つK・Lait株式会社と連携して書類作成を行うことにより、円滑に事業申請を行うことができた。平成30年7月に事業申請し、同年10月に採択され、平成31年4月に「えるぽこ保育園」を開設した。保育園の運営もK・Lait株式会社に外部委託しており、組合への負担は大幅に軽減されている。

7時30分～20時30分に設定していることから、シフト勤務に対応できる従業員が増え、有給休暇の取得や時間外労働の削減に柔軟に対応することができるようになり、組合員店舗の働き方改革にも良い影響が出ている。本組合の特徴的な取組みとして、保育児童による組合員店舗見学を行っている。協同組合内の保育園だからこそできる組合員店舗見学は従業員の意識向上や組合、組合員店舗、及び保育園との良好な関係の構築につながっている。

#### 成果とその要因

本保育園は組合員店舗従業員が優先的に利用でき、保育園開設当初から9名の入園申込があり、数か月後には定員の12名の入園が決定した。本保育園では基準値を満たす保育士に加え、子育て支援員1名という保育体制をとっている。また、ショッピングセンターの営業時間に合わせて保育時間を

保育園を開設する以前は、既に預けている保育園の時間内しか勤務できないため、店舗が必要とするシフト勤務と合致しないケースが多く存在していたが、保育園開設後はそれらも解消し、且つ求職者も選択肢が増える事で、まず保育園の空き状況を確認した上で勤務店舗を選択するといった流れが

でき組合員の従業員雇用につながっている。



保育園の外観

保育の風景



組合の外観

#### 協同組合福井ショッピングモール

住所：〒910-0836  
福井県福井市大和田2丁目  
1212番地

設立：平成10年4月  
出資金：161,950千円  
業種：異業種（小売業、サービス業）  
URL：https://lp-lpa.co.jp  
組合員：54人

## 組合 Q & A

**加入金を徴収した後の決算上  
また税務上の処理について**

【Q】新規加入の組合員から出資金とは別に加入金を徴収していますが、決算上また税務上これほどどのように処理するか？

【A】新規加入の組合員から徴収する加入金はその名称ではなく、実態から判断して処理しなくてはなりません。

（1）定款の「脱退者の持分の払戻し」規定で、「持分の全額を払い戻す」としている組合が徴収する加入金は、用語の本質的な意味での加入金（＝持分調整金）であり、会計上は貸借対照表の純資産の部、資本準備金の項に計上します。このようにして加入金は組合の決算上の利益でもなく税務上の利益でもありませんから、法人税の課税の対象外です。

（2）定款の「脱退者の持分の払戻し」規定で、「出資額を限度に払い戻す」としている組合が徴収する加入金は、その名目にかかわらずなく組合の決算上の利益であり、税務上の利益でもありますから、

法人税の課税を受けます。

**組合員から徴収する賦課金について**

【Q1】組合が組合員から徴収する賦課金を一般賦課金と教育情報事業賦課金に区分する意味はどこにあるのですか？

【A1】賦課金の性格に着目すれば、一般賦課金は組合の基本的な運営費用に充てるものであり、教育情報事業賦課金は組合が提供する教育情報事業の原資です。

このように賦課金であつてもその性格は異なるのですから、決算関係書類においては明確に区分して表示します。

また税務上の取り扱いも異なり、消費税において一般賦課金収入は不課税収入、教育情報事業賦課金収入は課税収入です。さらに教育情報事業賦課金には法人税法上「仮受処理」という特別な取り扱いがあります。

【Q2】教育情報事業賦課金の仮受処理とはどういうことか？

【A2】その年度に予定していた教育情報事業が実施できず、組合

員から徴収した教育情報事業賦課金に余剰が生じた場合、その事業を翌事業年度に繰り越して実施することが現実であれば、その余剰額を仮受賦課金として翌期に繰り越すことができます。（法人税基本通達14-2-19）

これが教育情報事業賦課金の仮受処理です。つまり、教育情報事業賦課金の余剰額について、これを当期の収入とせず翌期の収入とすることが認められているのです。このような利益の繰り延べが認められる前提として、①賦課金を教育情報事業賦課金として明確に区分して徴収しかつ経理している、②教育情報事業計画と予算計画がある、③未消化の事業が特定でき、などが考えられます。

### 脱退組合員の出資金や預り金の返還資金等について

【Q1】脱退した組合員に出資金及び預り金を返還する必要があるが、特に預り金は組合会館建設時の拠出金で多額であり一括返還が困難であるが方策は？

【A1】脱退時に一括して返還するのが一般的ですが、組合と組合

員との契約により分割して返還することも可能です。必ず契約書に分割する返還期限を明示することです。

【Q2】脱退した組合員に対し、出資金及び出資預り金の返還をしなければなりません。現金預金不足して支払に窮しています。何か方法がありますか？

【A2】土地の含み益が大きく、かつ「持分全額払戻し」の定款規定を有する組合や組合員預り金が多額である組合などで、脱退組合員への返還資金に窮する例はしばしば見受けられます。

土地の含み益に起因して払い戻しが多額になっている組合は、その土地を担保に借入を行って返還原資に充てることも一方法でしょう。

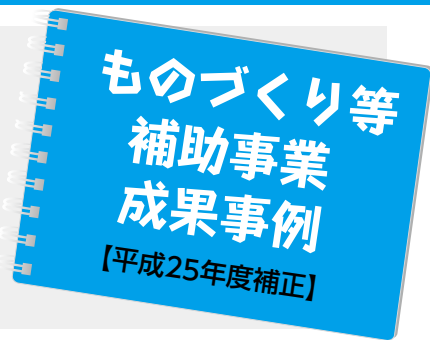
また組合員預り金が多額な組合は予め、その返還につき年賦支払を定めておくことです。

◎令和2年度組合決算講習会資料より転載



本会は、ものづくり・商業・サービス補助金の地域事務局として、補助事業者の「事業化」に向けた活動の支援やそのフォローアップ等に取り組んでいます。

このコーナーでは、ものづくり等の補助事業に取り組んだ事業者（過去に同補助金に採択された県内の中小企業等）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や補助金活用の成果状況等についてご紹介します。



事業類型	一般型	対象類型	ものづくり技術
------	-----	------	---------



サーバー

当社は、特殊な平坦度矯正装置を使用して、製鉄メーカーが製造したコイル（金属の鋼帯）を精密な鋼板に仕上げる設備と技術を有する会社です。一般的な設備では平坦にするのが非常に難しいとされる特殊用途鋼材を、当社固有の平坦度矯正装置で精密な鋼板に仕上げます。その特性により国内外のメーカーから、チタニウム合金・耐蝕・耐熱用特殊用途鋼・高張力鋼などの受託加工依頼を受けています。

### 本事業への取組の経緯・目的

事業テーマ

## Wi-Fi環境下のバーコード利用による受注環境改善及び競争力強化

# 株式会社コイルセンターフジタ（千葉市）



ハンディ端末機



アクセスポイント

この技術により加工された製品は、次工程の加工業者や需要家などに納品する為、ユーザーの梱包仕様に沿った荷姿に梱包されます。この梱包後の製品はどれも同じ物のように見え、その外見からは、鋼板の材質や寸法などを判断するのが困難になります。もし、

材質の違う製品を次の業者へ納入してしまった場合、それが重大な事故につながってしまうのは明白です。業界ではこれを異材流出または誤出荷と呼んでおり、鋼種混同事故として大変重要な課題となっています。

この鋼種混同事故を未然に防ぐ為、当社はバーコードとハンディターミナルを利用する新たな製品管理システムを導入しました。また、工場構内の全域で製品管理システムを利用できるように構内にWi-Fi環境を構築しました。

### 実施内容

既存の業務システムにバーコード機能を追加するには、ハードウェアがその仕様を満たさないことや、ソフトウェア開発に莫大な工数と費用が発生する等の諸問題がありました。そこで当社は鉄鋼業界に特化したパッケージソフトに独自のカスタマイズを施して新しいシステムを導入する方法を選択しました。システムが稼働するサーバーは種々のトラブルに対応するた

### 出庫業務



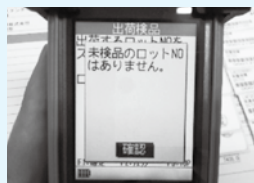
手順1：バーコードが印刷された出荷指示書



手順2：バーコードを読み込み出荷情報記憶



手順3：現品に貼られている製品ラベルと照合



手順4：システムが合否判定を行う

載のパソコンであれば、工場構内のどの場所でもその画面上で製品情報を把握することができるようになりました。また、各業務の作業効率が向上し正確な作業が行えるようになりました。特に出荷業務においては、システム導入後の顧客クレームが大幅に減り、それがコスト削減につながり大きな費用対効果をもたらしました。

め、工場構内の2カ所に主副それぞれを設置しました。また、クラウドへのバックアップ機能も導入してデータ消失のリスクにも備えています。Wi-Fi環境に必要なアクセスポイントとは、通信範囲や通信状況の調査を行い工場構内の10カ所へ設置しました。設置場所が高所になる為コンセントの追加工事ができない場所もあり、よってアクセスポイントへの電源供給はPOEハブを使用しLANケーブルを介して電源供給することにした。無線LANアクセスポイントとPOEハブに個別のIDが割当てられており、管理ツールを利用して全ての機器を監視できる仕組みになっています。高所に設置した無線LANアクセ

### 事業実施の成果

製品管理システム導入前は、各業務の引当チェックは経験とスキルを持つ担当者の作業でしたが、これを製品管理システムによる引当チェックに置き換えられた為、簡単にそして迅速で正確なチェック作業が行えるようになりました。さらにWi-Fi機能搭載のパソコンであれば、工場構内のどの場所でもその画面上で製品情報を把握することができるようになりました。また、各業務の作業効率が向上し正確な作業が行えるようになりました。特に出荷業務においては、システム導入後の顧客クレームが大幅に減り、それがコスト削減につながり大きな費用対効果をもたらしました。

ポイントとは、通常ではその状況を監視するのは困難ですが、管理ツールを利用すれば、故障や通信障害等のトラブルを素早く検出し復旧作業も迅速に行なえる仕組みになっています。Wi-Fi環境を構築したことにより工場建屋全域で製品管理システムへ接続できる環境が整いました。

### 今後の展望

今回導入した製品管理システムはパッケージソフトをカスタマイズしたものであり、改善の余地が残されています。また、現在は1次元バーコードを利用してシステムを運用しています。将来的には2次元バーコードや非接触型のRFIDなどを使用した、在庫管理や工程管理の導入、他システムとの連携を考えています。

### 社長から一言

代表取締役社長 藤田 正興

今回の新システムを導入したところ、業務の省力化はもとより、異材流出を防止する仕組みが構築され、かつ、

その成果が確認できたことから、お客様が当社を安心してご利用いただく環境が整いました。

当業界では、IoTやAIなどを利用したイノベーションに注目が集まっています。当社は今後も、この様なIT技術を効果的に活用し、そして業務の高度化、効率化を図ることを図るべく、他社に負けない競争力を確保したいと考えています。



企業データ	
主な事業・業種	鉄鋼シャースリット業
得意分野	ステンレス/チタン/アルミニウム等の各種金属コイル及び鋼板の切断加工・レベラー矯正。特殊用途鋼の製造工程において不可欠な、平坦度矯正及び切断精整を受託加工にて行う。
所在地	[本社] 〒130-0004 東京都墨田区本所 3-22-7 [事業実施場所] 〒262-0012 千葉県千葉市花見川区千種町 22-2
TEL	[本社] 03-3625-3346 [事業実施場所] 043-259-0151
FAX	[本社] 03-3622-7727 [事業実施場所] 043-257-5395
URL	http://www.ccfujita.co.jp
E-mail	chiba@ccfujita.co.jp
設立	1964年10月29日
代表者	代表取締役 藤田 正興
従業員数	87名
資本金	2,615万円



情報連絡員報告を中心とした

# 県内の中小企業動向

令和3年5月期

情報連絡員50名 回答数50名

## 全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。  
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

### 前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は5から4に減少。「減少した」業種は9から10に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は9から7に減少。「減少した」業種は14から15に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は4から2に減少。「悪化した」業種は14から8に減少。

### 前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は6から8に増加。「減少した」業種は6から12に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は10から6に減少。「減少した」業種は15から13に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は8から12に増加。「悪化した」業種は16から8に減少。

### 製造業

#### ■ しょう油・食用アミノ酸製造 【県内全域】

依然厳しい。また、令和3年4月に輸入小麦の政府売渡価格が改定され、5銘柄加重平均で51,930円/トンになり、令和2年10月期より、2,720円の引上げとなった。

#### ■ 酒類製造

#### 【県内全域】

前年4月は緊急事態宣言下であったため、前年同月比の売上高は大幅に改善した。一方、前々年同月比に対しては厳しい状況が続いている。

#### ■ 木材・木製品製造

#### 【県内全域】

一部木材商品の不足が続く、外材から国産材にシフトしてきているが対応に苦慮している。

#### ■ 製材

#### 【木更津】

ロシア材、米材ともに入港がないので、在庫が減少した。

#### ■ 印刷・関連連業印刷【県内全域】

コロナの状況が良くなっていないので、景況の厳しさに変化はない。

#### ■ 電気鍍金

#### 【県内全域】

5月は稼働日数が少ないため、前月比で売上は減少した。前年比では多少売上は増加したが、業況はまだまだ厳しい。

### 鉄工

#### 【千葉】

自動車や建機関連は比較的堅調な状況であるが、鉄鋼業界全般としては高炉休止や再編の動きもあり、従前の商流の見直し等の影響も懸念され先行き不透明感が強い。

#### ■ 機械部品製造

#### 【野田】

ゴールデンウィークがあったため稼働日数が減り、全体的に売上減。また、試作、機械加工、素材等が幾らか動き始めた。

#### ■ 機械部品製造

#### 【流山】

業種により新型コロナウイルス感染症によるいろいろな影響で、受注が減少している状態が続いており、非常に厳しい状況である。

#### ■ 機械部品製造

#### 【柏】

昨年と比較して、多少動きは増えたものの全体にはあまりよくない状況との意見・認識である。特に飲食は良くない。

#### ■ 金属製品製造

#### 【船橋】

材料費の高騰が今後の経営に影響してくる。

#### ■ 採石

#### 【県内全域】

石材出荷量は月によってバラツキがあり、今月は前月を上回ったものの、前年同月比では減少となり、前年比26%の状況である。今

後予定される東京都港湾局発注の新海面処分場や横浜市の本牧埠頭に期待する。

## 非製造業

### 【総合卸売】 【千葉県・東京都】

組合員総じて既往先の売上減少を新規開拓等で入れ替えを行いなから、昨年並みの売上を確保している状況。また、金融機関より追加のコロナ資金借入を検討する組合員が出てきているが、金額面でも前回同様の借入が行えない組合員もある模様。今後の借入金返済負担に備えて収益性の改善が急務となっている。

### 【医薬品卸売】 【県内全域】

前年同月比は、前年5月が受診抑制のために低かった影響でプラスとなった。一方、前月比はダウンしているが、4月～5月累計で見れば前年同月実績より回復傾向にある。

### 【青果卸売】 【千葉市】

前半は青果物の単価安が続き、大型連休があったが、低調であった。一方、後半は単価の一部上昇が見られたが、厳しい状況がしばらく続きそうである。

### 【食肉卸売】 【成田市他】

新製品の豚串の特需剥落も、継

続して当該商品の販促拡大を促進。豚串作業員の慣れにより、単位当たりの人件費は下降傾向にある。また、豚肉相場が上昇傾向で、例年のように夏に向けて一段高くなると思われる。当センターは単月で相場の影響を受けても年間を通して平準化される傾向にある。

### 【卸売】 【茂原】

コロナの影響は依然衰えず、個人商店、飲食店、各企業は苦戦が続いている。

### 【小売】

まん延防止の延長により、状況は変わらず。前年は休業・短縮営業のため、前年比では売上増加。

### 【電機機器小売】 【県内全域】

コロナの影響で今一景況感が上がらない。買換え需要が無い訳ではなく最低ラインで売上を確保している。

### 【青果小売】 【千葉市】

終りが見えない状況は変わっていない。前月比、前年同月比ともにマイナスとなり、更に不安が広がってきている。

### 【中古車・仕入販売】 【県内全域】

昨年の緊急事態宣言時と比較すれば好転しているが、前月とは同じ景況の様子。

### 【小売】 【東金】

コロナの影響が色濃い。飲食、衣料、サービス関係は厳しい状況が続く、資金繰りに苦慮している。組合本体も厳しいので対応難しい。食品関係は戻ってきている。全体的には客数が戻らない状況。昨年度はかなり悪かったので少しずつ戻っているが、まだまだ厳しい。

### 【小売】 【佐倉】

前月に引き続き状況は変わらず。前年はコロナ対応(ステイホーム)により、書籍が好調に推移するも一年経過し減少傾向。飲食、衣料品においては前年同月比より改善傾向にあるが、一昨年との比較では依然として厳しい状況。

### 【商店街】 【千葉市】

前年度に比較すると大幅な増加であるが、コロナ禍に起因すると考えている。前月比では減少しながらも回復傾向にあるが、更なるコロナ対策によって不安定な状況である。

### 【建設揚重】 【県内全域】

客先(需要家)によって稼働率の差が出ている。

### 【一般廃棄物処理】 【千葉】

ゴールデンウィークがあったため、廃棄物の収集量は前月に比べ

て減少するも、前年同月の緊急事態宣言のリモート等在宅勤務の影響に比べると、当月の廃棄物の取扱量に大きな動きはありません。

### 【土木建築サービス】 【県内全域】

景気回復が「K字型」となっている中で、測量業界は幸いにも相応の業績をあげることが出来ているので、コロナ禍収束後の「新しい対応」の在り方を研究していく。

### 【ソフトウェア】 【県内全域】

ワクチン接種が始まったことで、低迷していたIT投資が戻る兆しである。

### 【建設】 【県内全域】

組合員による5月中の県内建設関連の公共工事の落札結果は、215件、8,451百万円となり、前年同月比で918百万円の増加となった。落札額は、県内建設関連公共工事の全落札額21,821百万円の38.7%となっており、前月より大幅な増加となっている。5月までの累計額は277件、9,910百万円となり前年同月比では△923百万円の減少となっている。

### 【輸出入】 【県内全域】

コロナウイルスの影響が続いて、店舗休業が続いている。

## 千葉県中小企業団体中央会 第65回通常総会開催

本会は6月22日、千葉市内において第65回通常総会を開催した。

当日は、新型コロナウイルスの感染防止のため、昨年に続き規模を大幅に縮小しての開催となったが、開会にあたり平栄三会長は、会員の皆様のご理解・ご協力の下、本総会が無事に開催の運びとなったことへの謝意を表するとともに、昨年度は一部で規模縮小等の対応を余儀なくされたものの、総じて予定どおりの事業を展開できたことに改めて深い感謝の意を述べた。

また、新型コロナウイルス対策の取組として、「非対面でのサービス提供の要望にも柔軟に対応できるよう、オンライン会議システムの活用など、時代の要請に適った事業のあり方や支援体制の整備を進めていく」という趣旨の挨拶があった。

議事は、①令和2年度事業報告書及び決算報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）の承認について ②令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）並びに会費の賦課徴収方法（案）の決定について ③常勤役員報酬の

決定について ④借入金残高の最高限度決定について ⑤任期満了に伴う役員改選について、計5つの議案が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案どおり承認・可決された。

なお、役員改選に伴う新役員は次のとおり選出された。



第65回通常総会

### 中央会の新役員

【会長】 平栄三 〓 船橋青果卸売協  
 【副会長】 中村秀朗 〓 協東金ショッ  
 ピングセンター 〓 日暮秀一 〓 千葉  
 印刷団地協 〓 飯塚真太郎 〓 野田工  
 業団地協 〓 飯田俊夫 〓 千葉県資源  
 リサイクル事業協連合会 〓 熊谷正  
 喜 〓 千葉鉄工業団地協

【専務理事】 今関光俊 〓 専従  
 【常務理事】 神子和夫 〓 専従  
 【常任理事】 篠原敬治 〓 ふなばし  
 インタックス協 〓 佐藤清 〓 松戸総  
 合卸売センター協 〓 藤井秀美 〓 柏

市工業団地協 〓 嶋野貞雄 〓 千葉県  
 電気工事工業組合 〓 蜂谷良一 〓 千  
 葉県家畜商協 〓 小松隆弘 〓 山武管  
 工業協 〓 山本一郎 〓 千葉県醤油  
 工業協 〓 鳥羽敏彦 〓 臼井ショッピ  
 ングセンター協

【理事】 石井良典 〓 千葉県建設業  
 協連合会 〓 土屋利夫 〓 千葉県商業  
 協同組合協議会 〓 正司進 〓 松戸市  
 青果物商業協 〓 田原安 〓 千葉船業  
 協 〓 白倉進 〓 千葉県管工事業協連  
 合会 〓 勅使河原中 〓 千葉県火災共  
 済協 〓 越部圓 〓 千葉県貿易協 〓 小  
 名木敬一 〓 千葉県ビルメンテナン  
 ス協 〓 栗原宏 〓 千葉県鐵骨工業  
 会 〓 福井順子 〓 千葉県鍍金工業組  
 合 〓 寺嶋憲夫 〓 柏駅前第一商業協  
 〓 棚倉英雄 〓 千葉県土砂事業協連  
 合会 〓 角田正一 〓 千葉県輸送シス  
 テム事業協 〓 森川文明 〓 千葉県板  
 金工業組合 〓 飯塚真一 〓 千葉県海  
 苔問屋協 〓 中嶋敏夫 〓 千葉県官公  
 需適格組合受注促進協議会 〓 藤間  
 健史 〓 千葉県室内装飾事業協 〓 安  
 藤順夫 〓 千葉県石油協 〓 千崎悟之  
 〓 千葉県中古自動車販売商工組合  
 〓 窪田賢三 〓 千葉県味噌工業協 〓  
 土子恵一 〓 千葉県農業機械商業協  
 〓 渡邊俊彦 〓 全千葉警備業協 〓 秋  
 葉邦男 〓 千葉県自動車整備商工組

合 〓 松延俊美 〓 千葉県異業種交流  
 融合化協議会 〓 米澤正明 〓 千葉県  
 医薬品小売商業組合 〓 鈴木正 〓 協  
 船橋トラックセンター 〓 伊勢田政  
 博 〓 千葉県商店街連合会 〓 岩渕泰  
 人 〓 千葉県旅館ホテル生活衛生同  
 業組合 〓 渡邊昇 〓 千葉県鮮魚商協  
 連合会 〓 秋山稔 〓 千葉県青果卸売協  
 〓 斎藤寿夫 〓 千葉県コンクリート  
 製品協 〓 小寺真澄 〓 千葉県消防設  
 備協 〓 白井治定 〓 茂原卸商業団地  
 協 〓 洞下英人 〓 流山工業団地協 〓  
 関塚弘行 〓 船橋総合卸商業団地協  
 〓 宮澤義夫 〓 千葉県信用組合協会  
 〓 風澤俊一 〓 千葉県商店街振興組合  
 連合会 〓 小池正男 〓 千葉県木材市  
 場協 〓 鈴木榮太郎 〓 千葉県自転車  
 軽自動車商協 〓 高野昌明 〓 船橋市  
 有価物回収協 〓 関正一 〓 千葉県建設  
 防水工事業協 〓 榎本裕義 〓 千葉県港  
 港湾運送事業協 〓 大里光夫 〓 千葉  
 県自動車車体整備協 〓 秋葉宗一郎  
 〓 千葉県中小企業団体青年中央会

【監事】 中村仁一 〓 船橋機械金属工  
 業協 〓 池田庸 〓 木更津総合卸商業  
 団地協 〓 酒井教太 〓 千葉県害虫防  
 除協

【相談役】 坂戸誠一 〓 千葉鉄工業団  
 地協

## 第73回中小企業団体全国大会 (神奈川大会)の開催について

先般、6月7日付の文書にてご案内のとおり、本年度の全国大会は、来る11月25日(木)、神奈川県横浜市内にて開催されます。

本大会は、全国の中小企業団体の代表者等が一堂に会し、自らの決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の整備拡充を訴え、組合組織を基盤とした中小企業の安定的発展と豊かな社会の実現を期すものであります。

つきましては、本大会を有意義なものにするため、是非ご参加くださいますよう、あらためましてご案内申し上げます。

なお、今回は近県開催となりますので、現地集合・現地解散となります。また、物産展については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催されません。

※現時点では、神奈川大会を開催する予定ですが、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、規模の縮小や中止・延期する可能性がありますので予め

ご了承ください。なお、規模縮小や中止・延期等の措置が取られた場合は、追って参加申込者へご連絡いたします。

### I. 大会の概要

- (1) 日 時 令和3年11月25日(木) 14時～16時30分
- (2) 場 所 パシフィコ横浜 国立大ホール(横浜市西区みなとみらい1-1)  
TEL: 045-221-2155
- (3) 参加費 1人あたり 6,000円

### II. お申込み・お問合せ

本会工業連携支援部: 担当 秋田 TEL: 043-306-2427 (工業連携支援部直通)  
経営支援部: 担当 稲葉 TEL: 043-306-3282 (経営支援部直通)  
ファックス (共通): 043-227-0566

## 「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」の策定について

経済産業省は、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法および技術研究組合法に規定される組合、連合会および中央会が、バーチャルオンリー型組合総会・理事会およびハイブリット型バーチャル組合総会・理事会を開催するにあたり、法的・実務的に最低限留意すべき事項や、法的・実務的な論点に対する具体的対応策を示した「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」を策定しました。

本実務指針は、前提となる環境整備、本人確認の方法、組合員からの質問・緊急議案・動議の取扱いなど、バーチャルオンリー型組合総会・理事会およびハイブリッド型バーチャルオンリー組合総会・理事会を開催するあたり、法的・実務的に留意すべき事項や、法的・実務的な論点に対する具体的対応策を示しています。

また、特にバーチャルオンリー型組合総会が濫用的に用いられ、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員が総会に出席し議決権・選挙権を行使する機会を奪われるような事態は決してあってはなりませんので、本実務指針においては、このような組合員に対するさまざまな配慮を求めています。

同実務指針は、経済産業書Webページに掲載されています。

© <https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210521002/20210521002.html>

中小法人・個人事業者のための  
**月次支援金**  
緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

**給付額**  
 中小法人等 >> 上限 20万円/月  
 個人事業者等 >> 上限 10万円/月 を支給します。  
**給付額** >> 2019年または2020年の基準月<sup>※1</sup>の売上ー2021年の対象月<sup>※2</sup>の売上  
※1 2019年または2020年における前年同月比  
 ※2 2019年または2020年における前年同月比(※1)の算出された月の75%、対象期間の標準を参考に、2021年または2020年の前月比で算出された月の売上(※3)を指す。

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ  
 はじめて申請される方は画面をご確認ください  
**2回目以降の申請手続きが簡単** (2STEPのみ) になります。  
**STEP1** マイページから、必要情報を入力 **事前確認が不要!**  
**STEP2** 2021年の対象月の売上台帳<sup>※3</sup>を添付 **その他書類が不要!**  
※3 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣言・同意書も提出していただきます。



**申請期間**  
 4月分/5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬  
 6月分：2021年7月1日～8月31日  
※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

**給付対象の具体例**

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する **全国の事業者**

左記事業者と取引がある **全国の事業者**  
(後者を指して左記事業者に該当・サービスを提供している事業者を含む)

- 1 日常的に訪ねるお店  
アパレルショップ、飲料や食品の小売店、美容院や理容店、マツタースト店など
- 2 教育関連の事業者  
学習塾、スポーツの習い事など
- 3 医療・福祉関連の事業者  
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など
- 4 文化・娯楽関連の事業者  
スポーツ施設、劇場、博物館など
- 5 旅行関連の事業者  
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど
- 6 経営コンサルティングや士業など専門サービスを提供する事業者
- 7 システム開発などのITサービスを提供する事業者
- 8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
- 9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者
- 10 農業や漁業を営んでいる事業者

**以下の場合には給付対象とはなりません**

- 事業活動に季節性があるケース(例：夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。
- (対象措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。
- (対象措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。
- 売上が50%以上減少していても、または対象措置実施都道府県に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。
- 地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」<sup>※</sup>の支給対象となつている事業者は給付対象外です。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用している協力金

**※ 誤って受給することのないよう、よくご確認ください。**

**相談窓口**

電話番号のお問い合わせ先としております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お問い合わせの旨をお申し上げ下さい。

**0120-211-240**  
IP電話専用回数  
 03-6629-0479  
 受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

**ホームページ**

QRコード  
[https://www.mek.go.jp/covid-19/getstufu\\_shien/index.html](https://www.mek.go.jp/covid-19/getstufu_shien/index.html)

**月次支援金検索**

# はじめて申請される方 手続きの流れ

対象月ごとに申請してください。オンラインで簡単に申請することができます。  
各対象月について、申請・受給は1回のみとなります。

## アカウン트의申請・登録

## 登録確認機関での事前確認

## 申請

**1** 月次支援金ホームページ  
(6月中旬に開設予定)  
の仮登録画面にメールアドレス  
または電話番号を入力  
し申請IDを発番。

**2** 下記の必要書類  
を準備。

**3** 月次支援金ホームページ(6月中旬に開  
設予定)で、登録確認機関を検索し、  
メールまたは電話で、登録確認機関に  
事前予約。

**4** TV会議・対面/電話※により  
事業を実施しているか  
・給付対象等を正しく理解しているか  
などの事前確認を受ける。

**5** 月次支援金ホームページ(6月中旬  
に開設予定)からマイページにア  
セス。  
必要情報を入力し、下記の必要書類  
を添付して申請。

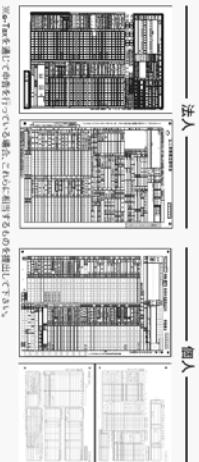
## 必要書類

※主たる収入を所得・給与所得で確定申請した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも必要書類がございます。  
※給付条件を満たさないおそれがある場合は、その他の書類の提出を求められる場合がございます。

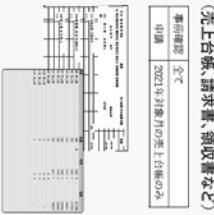
**1** 履歴事項全部証明書(法人) または 本人確認書類(個人)



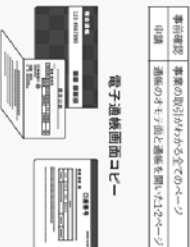
**2** 収受日付印の付いた2019年・2020年の  
確定申告書類の控え



**3** 2019年1月から2021年対象月  
までの各月の帳簿書類  
(売上台帳、請求書、領収書など)



**4** 2019年1月以降の  
事業の取引を記録している通帳



**5** 代表者または個人事業者等本人が  
自署した宣誓・同意書



## 保存書類

飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を示す書類として、最終的な取引先が、対象措置実施都道府県で時短営業の要請を受けた飲食店または対象措置実施都道府県の消費者であることを示す書類を保存してください。

### 主な例

自らの販売・提供先との反復継続  
した取引または消費者との継続した  
取引を示す  
帳簿書類および通帳

<上記に加えて、以下のいずれか1項目>

<p>・ 飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を示す書類</p> <p>・ 対象措置実施都道府県で消費先向けの事業を行っていることを示す</p> <p>・ 商品・サービスの一覧表、店舗写真、および貸借対照表・登記簿</p>	<p>・ 旅行客の予約・対決措置実施都道府県から来訪していることを示す</p> <p>・ 統計データ</p>
<p>・ 対象措置実施都道府県で消費先向けの事業を行っていることを示す</p> <p>・ 顧客データまたは自ら実施した顧客調査結果</p>	<p>・ 自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県で時短営業の要請を受けた飲食店または対象措置実施都道府県の消費者であることを示す</p> <p>・ 統計データ</p>

一時支援金または  
月次支援金を  
既に受給された方

マイページから、必要情報を入力し、2021年の対象月の売上台帳を添付するだけ！  
事前確認が不要/その他の書類が不要

※一時支援金を受給されていても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

コロナ危機に打ち克つ新事業展開を支援！！

## 中小企業等が活用できる主な補助金（国）

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、中小企業等の経営力の向上をサポートする様々な補助金（国）の公募が、今年度も複数回にわたって実施されています。

かつてない予算規模（約1兆1,485億円）の「事業再構築補助金」をはじめ、経営基盤強化の頼もしい味方となる各種の補助金がラインナップされておりますので、「新たな日常」の先取り等による成長戦略の実現に向けてぜひご活用をご検討ください。

### 事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための“企業の思い切った事業再構築（新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等）”を支援する補助金です。

※補助額（中小企業向け「通常枠」）：100万円～6,000万円 補助率：2/3

※令和3年度中に第5回程度まで公募を実施予定（現在までに第2回公募受付までが終了しております）。

※詳しくは、経済産業省又は事業再構築補助金事務局ホームページ等をご確認ください。

### ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

通称「ものづくり補助金」。中央会といえば同補助金でもすっかりおなじみとなりましたが、こちらは、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い生産性を向上させるための設備投資等を支援する補助金です。

※補助額：100万円～1,000万円 補助率：中小1/2、小規模2/3

※令和3年度は、応募期間を約2か月、審査期間を約1か月として、6月（応募受付終了）・9月（公募中）・12月・3月の四半期ごとに採択発表が行われる予定です。

※詳しくは、中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポPlus」のほか、ものづくり補助金総合サイト等をご確認ください。

### 小規模事業者持続化補助金

**【一般型】** 小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援する補助金です。

※補助額：50万円（単独申請）、500万円（共同申請（複数の事業者が連携して取り組む共同事業）） 補助率：2/3

※公募スケジュール（予定）：第6回…10/1、第7回…2/4（第7回締切後も申請受付を継続し、複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行う予定（制度内容、締切日の予定は変更する場合あり）。

※詳しくは、中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポPlus」のほか、日本商工会議所又は全国商工会連合会が運営する同補助金の情報サイトをご確認ください。

**【低感染リスク型ビジネス枠】** 小規模事業者等が行う対人接触機会の減少に資する新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援する補助金です。

※補助額：100万円 補助率：3/4（※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援）

※今後の公募スケジュール：第2回：7/7、第3回：9/8、第4回：11/10、第5回：1/12、第6回：3/9

※詳しくは、「ミラサポPlus」のほか、日本商工会議所又は全国商工会連合会が運営する同補助金の情報サイトをご確認ください。

### IT導入補助金2021

**【通常枠】** 中小企業・小規模事業者等が行う生産性向上に資するITツール等の導入を支援する補助金です。

※補助額：30万円～450万円 補助率：1/2

**【低感染リスク型ビジネス枠】** 労働生産性の向上とともに業務の非対面化に取り組む中小企業・小規模事業者等のIT導入を支援する補助金です。

※補助額：30万円～450万円 補助率：2/3

※今後の公募スケジュール（通常枠及び低感染リスク型ビジネス枠）：第2回：7/30、第3回：9月中（予定）

※詳しくは、「ミラサポPlus」のほか、IT導入補助金事務局ホームページをご確認ください。

◎詳細は、各補助金事務局の公式サイトや公募要領等を必ずご確認ください。また、本会では各種補助金の採択ポイントにも通じる経営革新計画の策定支援に取り組んでおります。例えば、設備投資による事業規模の拡大や販路開拓等の新事業展開をお考えの組合員企業様がいらっしゃいましたら、本会経営支援部までぜひご紹介ください。